

開催します！ 消費生活移動法律相談室

お金・買い物・契約など、消費生活に関するお悩みについて、弁護士の助言を無料で受けることができます。今年度はこれが最後の開催です。(次回は9～11月予定) ぜひご利用ください。(予約制)

日時：

2月12日(土) 午前9時～正午

会場：

聖籠町役場1階 住民相談室

申込み：

聖籠町消費生活センター

☎ 0254-27-1958



消費生活

ストップ！
ザ・悪徳商法

通信

2月
vol.136

☑ 役場町民課

消費生活センター

☎ 27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

2月17日(木) 18日(金)

相談窓口を

午後5時まで延長します

12月相談受付状況

件数	主な相談内容
12件	迷惑メール、Wi-Fi ルーター、指輪、有料コンテンツ、ADSL 回線

コロナ禍
でも

特殊詐欺は起きています！



令和3年1月～10月末の県内被害状況

被害件数 102件

被害額 1億9554万円



特殊詐欺のほとんどは、被害者の固定電話から接触してきます。ご自宅の固定電話に留守番電話機能がある方は、留守番電話を常にオンにしておき、**相手を確認してから出ましょう。**

今の固定電話に留守番電話機能がない方は、迷惑電話防止機能付き電話機への買い替えをご検討ください。(子機付きで数千円から購入できます。) 子・孫世代は、設置・設定のサポートをお願いします。**役場でも、電話機に取り付けるタイプの防犯装置を無料貸し出ししています。**

特殊詐欺 定番のセリフ

- ATMで手続きを
- キャッシュカードを預かります
- コンビニでカードを買って
- お金を至急用意して